

2009年12月9日(水)

コペンハーゲン会議ハイライト

2009年12月8日 火曜日

12月8日(火)には、SBI及びSBSTAのプレナリー(全体会合)が開催された。また、コンタクトグループ及び非公式折衝も行われ、AWG-LCAでは、長期的協力行動、共有ビジョン、資金、緩和、技術について、AWG-KPでは、附属書I国の排出削減やその他の問題、潜在的影響、SBSTAではREDDなど、様々な問題が検討された。

SBI

組織上の問題: SBIのLiana Bratasida議長(インドネシア)によりSBI 31が開会され、非附属書I国の国別報告書に記載される情報に関する小項目に関する交渉を見合わせ保留とすることが提案された。締約国の合意により、議題および作業構成(FCCC/SBI/2009/9)が採択された。

開会のステートメント: オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、SBIの下で効率的な議論を行うことを支持し、質の高いインベントリとタイムリーな報告、政策措置がコペンハーゲンの成果にとって“決定的に重要である”と強調した。

スウェーデンは、EUの立場から、コペンハーゲンでは世界全体の意欲的な包括合意に向けて前進できるような議題に集中する必要があるとし、SBIの下で資金メカニズムに関する第4次レビューを優先的に取り上げるよう提案した。

スイスは、環境十全性グループの立場から、AWG-LCAとAWG-KPの下でのコペンハーゲンの成果に関し交渉することを強調し、来年からの第2段階で方法論や技術的な詳細を検討する際に補助機関が重要な役割を果たすと述べた。

レソトは、後発開発途上国(LDC)の立場から、LDC作業計画、とりわけ、国別適応行動計画(NAPAs)の完全実施が必要だと強調した。

スーダン、G-77/中国の立場から、UNFCCCと議定書に基づくキャパシティビルディングの進展不足に懸念を示し、非附属書I国の報告書に関する資金的・技術的な制約について注意を喚起しつつ、先進国側が約束を履行していないことが遺憾であると述べた。

グレナダは、AOSISの立場から、気候変動に対する小島嶼開発途上国(SIDS)の適応を促進させる議題項目に関する進展を求めた。アルジェリアは、アフリカン・グループの立場から、十分かつ予測可能、持続可能な追加的な公的資金融資が最重要であると強調した。東ティモールは、透明性をもち、簡略なプロセスでアクセスしやすい融資にすべきと述べた。

資金メカニズム: 資金メカニズム第4次レビュー: 事務局から本件(FCCC/SBI/2009/Misc.10)が紹介された。

G-77/中国は、第4次レビューは包括的な方法で義務の履行上のギャップがあるかチェックする機会になると述べた。LDCは、NAPAsだけに融資を絞るべきではないとし、LDC作業計画の実施に対する不満を強調した。中国は、2013年以降の実施を促進させる能力を強化するためには、先進国による第5次資金補充での資金拠出の大幅

増と地球環境ファシリティー (GEF)の改革が必要だと強調した。

EUは、レビューがAWG-LCAの下で定義されつつある枠組みの中でGEFの役割を革新的に定義するための基礎を成すとして、第5次資金補充について結論を出す前のレビューとガイダンスに歓迎の意を示した。

GEF報告書: 事務局より本項目 (FCCC/CP/2009/9) が紹介され、GEFから報告書の発表が行われた。GEFの Monique Barbut議長が、すでに緩和分野に27億米ドルが投資されていると強調し、4つの焦点 (UNFCCCガイダンスへの対応、国家のオーナーシップ、有効性・効率性、第5次補充) をめぐるGEFの改革について述べた。

スイスは、資金メカニズムの運用組織ならび資金活用のための触媒としての役割が業績改善に決定的に重要として、GEFの役割を支持した。アルジェリアは、アフリカン・グループの立場から、受益者側の緊急の優先事項を強化する必要があると指摘し、GEF改革は心強いが不十分であると述べた。バルバドスは、GEF資金割当枠組みの改善のための現行作業を認識し、強力な第5次資金補充を求めた。

ベニンは、GEF連絡窓口とUNFCCC間で密接な連携を図る必要があると強調した。ガンビアは、前向きなGEF改革がLDC向けの基金へのアクセス増につながると述べ、第5次補充によってLDC基金の下での融資が強化されることに期待感を示した。シリアは、特に適応プロジェクト向けの資金割当の再検討を求めた。

スーダン、G-77/中国の立場から、融資の予測可能性や妥当性への懸念を強調した。また、マリ、ルワンダ、アンティグア・バーブダ、東ティモールとともに、協調融資の要件に反対し、これが特にLDC諸国に負担であると述べた。ウガンダは、実施機関のモニタリングと評価を支持した。

特別気候変動基金 (SCCF)の評価: Zaheer Fakir (南アフリカ) と Cecilia Lei (カナダ) が本件のコンタクトグループの共同議長を務めた。

附属書I国の国別報告書: 1990-2007年の国別温室効果ガス (GHG) インベントリ・データ: 事務局より本件 (FCCC/SBI/2009/12)の紹介があった。

第4回国別報告書のレビュー及び第5回国別報告書の作成: 事務局より本件 (FCCC/SBI/2009/INF.9) が紹介された。Anke Herald (ドイツ) と Quamrul Islam Chowdhury (バングラデシュ) が両議題に関するコンタクトグループの共同議長を務める。

京都議定書の下での附属書I国の報告および情報の検討: 事務局より本件 (FCCC/SBI/2009/INF.8)の紹介があった。Anke Herald (ドイツ) と Quamrul Islam Chowdhury (バングラデシュ) がコンタクトグループの共同議長を務める。

京都議定書附属書B締約国のための年次報告編纂と会計報告: 事務局より本件 (FCCC/KP/CMP/2009/15 and Add.1) が紹介された。Anke Herald (ドイツ) と Quamrul Islam Chowdhury (バングラデシュ) がコンタクトグループの共同議長を務める。非附属書I国別報告書: 資金・技術支援の供与、および条約12.5条 (第1回以降の国別報告書) に関する小議題項目をSBI 32に先送りするという事で主要交渉グループの合意があったと Bratasida議長から伝えられた。また、非附属書I国の国別報告書の資金的、技術的支援に係わるGEFへの追加的なガイダンスが資金メカニズムに関するコンタクトグループで検討されると伝えられた。

ブラジルは、G-77/中国の立場から、国別報告書の作成で非附属書I国が直面している問題について述べ、特にGEFを通じた融資へのアクセスが問題であると強調した。また、GEF管理評議会だけでなく、全ての締約国がGEF資金補充を主導すべきとし、受益国の積極的な関与が必要と述べた。モーリタニアは、排出水準の評価を

行うための支援など、いくつかのニーズへの対応が必要と指摘した。

UNFCCC 4.8条、4.9条 (悪影響): LDCに関する問題: LDC専門家グループ (LEG) が作業の報告 (FCCC/SBI/2009/13)を行った。マリは、様々な国でNAPA関連の活動を実施するための能力を構築することが重要と強調した。レソトは、LDCの立場から、LDC基金の下で利用可能な資金レベルは提出済みのNAPAの実施費用を賄うには不十分なレベルだと嘆いた。Rence Sore (ソロモン諸島) による非公式協議が行われる。

決定書 1/CP.10 (ブエノスアイレス作業計画)の実施に関する進捗状況: 事務局より項目 (FCCC/SBI/2009/MISC.11/Rev.1)の紹介があり、Bratasida 議長は、SBI 30で委任された決定書草案を練る作業を行ったが、時間的制限でテキストについて十分な検討ができないと伝えた。今次会合では、締約国は文章案について留意するよう求められると述べた。Thinley Namgyel (ブータン)がコンタクトグループ議長となる。

キャパシティビルディング (UNFCCC): Bratasida 議長から、本議題項目はSBI 32に先送りすることで合意があったとの報告があり、今後はCOP決定書草案作りに入る事が伝えられた。

キャパシティビルディング (京都議定書): Bratasida 議長から、本議題項目はSBI 32に先送りすることで合意があったとの報告があり、今後はCOP/MOP決定書草案作りに入る事が伝えられた。

京都議定書3.14条 (悪影響): Bratasida 議長はSBI 30での建設的な議論に言及、SBI 30報告書付属書IV (FCCC/SBI/2009/8, annex IV)を踏まえて、今後の議論が続けられると述べた。議定書3.14条および2.3条に関するSBI/SBSTA合同コンタクトグループが、Kristin Tilley (オーストラリア) およびEduardo Calvo Buendia (ペルー)の共同議長の下で行われる。

国際取引ログ (ITL): SBIでは情報 (FCCC/KP/CMP/2009/19)が留意された。

事務管理・資金・制度的な事項: 2008-2009年(2ヵ年) 予算収支: UNFCCCのde Boer事務局長が2008-2009年(2ヵ年) 予算収支 (FCCC/SBI/2009/11, INF.10 and Corr.1)について報告した。SBI 議長がSBI結論書草案及びCOP 15・COP/MOP 5決定書草案を作成する。

事務局の役割と任務に関する継続見直し: SBIでは、UNFCCCのde Boer事務局長が提出した情報に注目した。

特権と免責事項: 本件 (FCCC/SBI/2009/8)に関して、SBIが条約草案のアレンジをCOP/MOP 5に付託するよう求められていると事務局から説明があった。Dessima Williams (グレナダ) が非公式協議を行う。

技術移転: 事務局より本件(FCCC/SB/2009/4 and Summary, INF.6, and FCCC/SBI/2009/14)の紹介があった。技術移転に関する専門家グループ(EGTT)が2009年EGTT報告書 (FCCC/SB/2009/INF.6)ならびにパフォーマンス指標に関する報告書(FCCC/SB/2009/4 and Summary)について報告した。GEFからは、技術移転に関するポズナニ戦略計画の実施の進捗状況(FCCC/SBI/2009/14)の報告があった。

Carlos Fuller (ベリーズ)とHolger Liptow (ドイツ)が共同議長として共通関心事項である諸問題を検討するためのSBI/SBSTAコンタクトグループを行う。

SBSTA

SBSTAのHelen Plume議長(ニュージーランド) がSBSTA 31を開会し、議題 (FCCC/SBSTA/2009/4)の採択を行い、提案された作業構成が合意された。

開会ステートメント: スーダンが、G-77/中国の立場から、影響・脆弱性および適応に関するナイロビ作業計画(NWP)の実施における進展に関する報告について留意し、全球気候観測システムの強化を求める第3回世界気象会議でのステートメントに言及した。

グレナダは、AOSISの立場から、REDDおよび REDD-プラスに関するCOP決定書草案をSBSTAが作成するよう求めた。オーストラリアは、アンブレラ・グループの立場から、CDMに基づくREDDおよび炭素回収貯留(CCS)を強調した。スウェーデンがEUの立場から、ならびにインドネシア、シエラレオネ、フィリピン、ザンビアが、SBSTA 31でREDDを優先課題とするよう要請した。

技術移転: 事務局が項目(FCCC/SB/2009/4, Summary and INF.6)を紹介した。EGTT 議長のArthur Rolleから2009年の作業実施およびパフォーマンス指標に関する文書について強調しながら、EGTTの作業について報告した。Holger Liptow (ドイツ) と Carlos Fuller (Belize)が合同SBI/SBSTA コンタクトグループの共同議長を務める。

京都議定書2.3条(悪影響): SBSTA 30報告書(FCCC/SBSTA/2009/3, Annex III)の付属書IIIを土台として議論し、合意が得られそうな選択肢の討議に集中することで合意が得られた。Kristin Tilley (オーストラリア) と Eduardo Calvo Buendia (ペルー) が京都議定書2.3条および 3.14条に関する合同SBI/SBSTAコンタクトグループの共同議長となる。

ナイロビ作業計画: 事務局より本項目(FCCC/SBSTA/2009/5, 6,7, INF.5, MISC.9/Rev.1, MISC.10, FCCC/TP/2009/2)の紹介があった。生物多様性条約(CBD)からは、生物多様性と気候変動に関する専門家グループに関する報告があった。IPCCから、影響・気候解析のためのデータシナリオ支援タスクグループの貢献について報告された。国際農業生産者連盟(IFAP)は農業NGOの立場から、農業に関する作業計画を提案した。

Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) とDon Lemmen (カナダ)がコンタクトグループ共同議長を務める。

REDD: Plume議長は、SBSTAの下で行われるテクニカルな問題の議論と、AWG-LCAの下で行われる政策関連の議論とを混同しないよう締約国に呼びかけた。森林協同パートナーシップ(CPF)は、世界森林・林業会議の提言について概要を説明した。CBDは、森林減少率だけを基準とするREDDの手法は、炭素ストックの正味の変化を反映できず、生物多様性の共同便益を実現できないと述べた。バングラデシュ等は、先住民の参加について検討するよう求めた。パプアニューギニアは、国内の森林減少率を低減させ、既存の森林を保護し、森林面積を増加させている国々に作用するような法的手段づくりを行うとの案を支持した。スイスは、環境十全性グループの立場から、COP後にもSBSTAが方法論に関する作業を続けるための決定を提言した。フィリピン等が、森林減少をSBSTAで検討することを提案した。タンザニア、マリは、地元のコミュニティの便益を検討するためのREDD方法論を求めた。ブルキナファソ、セネガルは、REDDのための全種類の森林に関する検討を強調した。

Lilian Portillo (パラグアイ) と Audun Rosland (ノルウェー)が共同議長を務めるコンタクトグループにて、結論書草案および決定書草案を作成する。

研究および系統的観測: 事務局より項目(FCCC/SBSTA/2009/MISC.12)の紹介があった。世界気象機関(WMO)より、世界気象サービスのための全球的な枠組み構築に向けた第3回世界気候会議の成果について概要報告があり、全球気候観測システム(GCOS)については最新版の実施計画を説明する中で、十分な効果を出すためにはGCOSの追加的な年間コストは21億米ドルになるとの話があった。

地球観測衛星委員会(CEOS)は、CEOSの優先課題と公共の利益としての地球観測衛星データの扱いについて述べた。

中国、タジキスタン、エジプト、スーダン、観測システムについて途上国のニーズをもっと重視すると

の意見を支持し、ブルンジ、クウェート、サウジアラビアは、早期警戒システムの重要性を強調した。Plume議長により結論書草案が作成される。

手法問題 (UNFCCC): 附属書I国GHGインベントリの見直し: 事務局より 項目(FCCC/SBSTA/2009/INF.4)の紹介があった。SBSTAでは、年次報告書について留意し、12月12日のSBSTA閉会プレナリーにて検討するための手続き上の結論書草案をPlume議長が作成する予定。

国際航空・海運由来の排出量: 国際民間航空機関 (ICAO) および 国際海事機関 (IMO) が、それぞれの機関の作業を報告した。中国をはじめとする国々が、国際航空・海運部門の行動は「共通するが差異ある責任」原則に沿ったものとすべきと主張した。バハマは、引き続き、IMOとICAOを国際航空・海運由来の排出規制を監督する唯一の機関とするべきとの案を支持した。Plume議長が結論書草案を作成する。

手法問題 (京都議定書): HFC-23破壊による認証排出削減量 (CERs) 獲得目的でのHCFC-22生産施設新設の影響: Plume議長は、本件についてはSBSTA 26以降、コンセンサスが得られていないことを指摘した。Samuel Adejuwon (ナイジェリア) による非公式協議が行われる。

CDMの下でのCCS: ブラジル、パラグアイ、グレナダが、AOSISの立場から、現段階でCCSをCDMとして扱うことに反対を唱える一方で、オーストラリア、サウジアラビア、日本、クウェート、EUがCCSをCDMの対象とする案を支持した。カタール等は、CCSをコペンハーゲンで承認すべきだと述べた。Plume議長は非公式折衝の実施を提案したが、サウジアラビアがコンタクトグループの開催を求めた。今後の進め方についてPlume議長が非公式協議を行う。

共通測定基準: Mikhail Gytarsky (ロシア)が結論書草案づくりの非公式折衝を行う。

コンタクトグループと非公式協議

附属書I排出削減量 (AWG-KP): 共同議長のLeon Charles (グレナダ) は、午前中、「数値」に関するコンタクトグループ会合を開いた。コンタクトグループは、コペンハーゲンでの作業プログラムについて合意し、約束期間の長さとおよび基本年について議論する少人数のグループを結成した。共同議長のCharlesは、解決が必要な5つの問題を強調した: 附属書Iの集約的および個別の排出削減量目標における合理的な野心レベル; 公表した約束の中の柔軟性メカニズムおよびLULUCFの利用明確化; 約束期間の長さとおよび数(5年または8年); 法的拘束力のある基本年とその他の参照年度; 約束を排出量の制限および削減に関する数量目標 (QELROs) に転換する時点。

事務局は、各締約国が提出したQELROsの可能性に関する情報をまとめた非公式ノートの最新版を提出し、約束の中のメカニズムおよびLULUCFの利用の影響がより明確になったこと、カザフスタンが2020年までに1990年比で15%排出量を削減するとの約束を打ち出したことを強調した。

EUは、野心レベルと科学的に必要とされる量の関係のさらなる明確化のため、IPCCの第4次評価報告書に記載される排出削減量の想定範囲に、割当量単位 (AAUs) の第1約束期間から第2約束期間への繰越が含まれているかについて、情報提供を要請した。ロシアは、2020年までに1990年比20-25%という最近発表した約束に焦点を当てた。ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言し、科学的に求められている削減量と、現在約束されている

13-19%という削減総量とのギャップを強調した。同代表は、この野心レベルは脆弱な諸国が希望している経路には程遠いことを強調した。

その他の問題 (AWG-KP) : 第1回コンタクトグループ会合では、このグループの作業構成に焦点が当てられた。AWG-KP副議長のHarald Dovland (ノルウェー) は、COP/MOP決定書草案、または議定書改定案の作成に焦点を当てることを想起した。同副議長は、同グループの作業を手法論問題バスケットと柔軟性メカニズム、およびLULUCFに分割すると説明した。同副議長は、手法論問題のバスケット (新しい温室効果ガスの可能性、排出源ごとの排出量および吸収源ごとの除去量を二酸化炭素換算で計算するための共通の算定方式、2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリ・ガイドラインで構成される) に関する議論は、文書FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.3 (その他の問題に関するCOP/MOP決定書草案に記載される要素) の附属書IIIに基づいて行われると述べた。共通の算定方式について、副議長のDovlandは、SBSTAの作業と重複する可能性がある」と指摘した。

続いて、Dovland副議長は、AWG-KP 6報告書のパラグラフ49(c)(xii) (これまでの努力と達成事項の分析、これには第1約束期間のものも含める) に焦点を当て、参加者による協議の末、この問題はその他のグループではなく「数値」グループで扱うことで合意したと指摘した。

柔軟性メカニズムに関し、同副議長は、決定書草案 (文書FCCC/KP/AWG/2009/10/Add.3/Rev.3の附属書III) の文章を整理することが目的であると述べた。締約国は、Bryan Smith (ニュージーランド) とMarcelo Rocha (ブラジル) が共同進行役を務めるスピノフグループでLULUCFの議論を続けることで合意した。

長期的協力行動 (AWG-LCA) : 締約国は次の草案作成グループを設置した :

- ・共有のビジョンに関する草案作成グループ、進行役はSande de Wet (南アフリカ)
- ・資金に関する草案作成グループ、共同進行役はFarukh Khan (パキスタン) とJukka Uosukainen (フィンランド)
- ・技術に関する草案作成グループ、共同進行役はKishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ) とKunihiko Shimada (日本)
- ・キャパシティビルディングに関する草案作成グループ、共同進行役はLilian Portillo (パラグアイ) とBørsting (ノルウェー)
- ・適応に関する草案作成グループ、共同進行役はKojo Agyemang-Bonsu (ガーナ) とThomas Kolly (スイス)
- ・緩和に関し、議長のZammit Cutajarは、公共資金の援助を受ける国家適切緩和行動 (NAMAs) を草案作成グループで議論し、Margaret Mukahanana-Sangarwe (ジンバブエ) が進行役を務めることを提案した。
- ・REDDプラスに関する草案作成グループ、進行役はTony La Viña (フィリピン)
- ・セクター別アプローチ全般と農業部門に関する草案作成グループ、進行役はMagdalena Preve (ウルグアイ)

・対応措置に関する草案作成グループ、進行役はRichard Muyungi (タンザニア)

議長 Zammit Cutajar は、緩和問題については草案作成グループではなく、同議長が議長を務める非公開の非公式協議で先に議論すると説明した。

また、議長 Zammit Cutajar は、費用効果を高めるための非市場手法についても Maria del Socorro Flores (メキシコ) を進行役とする協議を行い、適応資金の資金源や資金規模、援助と NAMAs のマッチングなどのクロスカッピング・イシュー についても協議することを提案した。このほか、Zammit Cutajar 議長は、成果文書の法的形式についても締約国が二国間で協議すると述べた。

オーストラリアは、制度アレンジや MRV もクロスカッピング・イシューとして議論することを提案したが、バルバドスは後者の提案に対して懸念を表明した。サウジアラビアは、「パッケージ全体」について交渉することの重要性を強調し、EU、日本、キューバなどの数カ国は、一貫性を確保するよう求めた。

G-77/中国は、ボリビア、アルジェリアとともに、グループの拡散に懸念を表明した。エジプトは、相互の関係を議論する前に中身について議論するべきだと指摘し、ベネズエラとともに、「1つのプロセスで1つの成果」にすべきであり、「異なるプロセスから異なる成果」であってはならないと強調した。

EU は、HFCs およびバンカー燃料を議論することの重要性を指摘し、オーストラリアはマラウィとともに、バンカー燃料に関する草案作成グループの設置を提案した。バルバドスは、損失や被害に対応するメカニズムを検討する必要があると強調した。

潜在的な影響(結果) (AWG-KP) : 午後のコンタクトグループ会合で、締約国は、文書 (FCCC/KP/AWG/2009/12/Rev.2) 第2回読み合わせを進めた。

EU は、この文書を COP/MOP 決定書または結論書にするかどうかを決めるのは時期尚早だと強調したが、南アフリカは G-77/中国 の立場で発言し、結論書以上のものになって欲しいとの希望を表明した。

その後、締約国は文書全体の括弧書き毎の議論に移り、作業の枠組み、潜在的な影響結果に対応する能力と脆弱性、そして理解の深化に関するパラグラフについて議論した。

共有のビジョン (AWG-LCA) : 午前中の非公式協議で、締約国は、交渉の土台として、バンコクの議論後作成されたノンペーパー No. 33 を使うか、それともパルセロナのノンペーパー No. 43 を使うか議論した。締約国数カ国は、自国の以前の提案がノンペーパーに反映されていないと述べた。午後、非公式協議が続けられた。

緩和 (AWG-LCA) : 午後の緩和に関する非公式協議で、締約国は、草案作成グループで議論されていない問題についてコメントした、たとえば先進国による緩和、市場ベースメカニズム、途上国独自の措置、海運と航空輸送の排出量である。

途上国は、BAP サブパラグラフ 1(b)(i) に関する草案作成作業を早急に開始するべきだとし、努力の比較可能性から始めるよう提案した。一部の諸国は、目標に焦点を当てることを提案した。ある締約国は、先進国によ

る緩和を科学に合わせたものとし法的拘束力のある形をとることの重要性を強調した。途上国数カ国は、バンカー燃料は議定書において取り上げられるべきだと強調した。一部の先進国は、ノンペーパーNo. 28に記載する共通の緩和枠組みを議論するよう提案した。

先進国による緩和の草案作成グループが立ちあげられ、バンカー燃料および市場ベースアプローチについては二国間協議が行われる。

途上国による緩和 (AWG-LCA) : BAPサブパラグラフ1(b)(ii)の途上国による緩和に関する非公式協議は、午後、公共資金の支援を受けるNAMAsに焦点を当てた。締約国は、NAMAsを可能にする活動および支援に関するセクション、ならびにノンペーパーNo. 51のNAMAメカニズムに関するセクションの第1回読み合わせを行った。議論の中心となったのは、特に低炭素排出戦略がNAMAsとの関係で果たせる役割であり、先進国数カ国は戦略を支持したが、途上国数カ国は反対した。NAMAメカニズムについて、ある途上国グループは、行動や援助を登録する登録簿の設置を提案するオプションを支持した。

資金 (AWG-LCA) : 非公式協議で、締約国は、ノンペーパーNo.54に記載される制度アレンジを議論した。議論の中心は、条約の資金メカニズムを「運用開始」するのか「強化」するのかがあり、この点で合意できなかった。締約国数カ国が非公式に会議し、合意達成を目指すとの提案が出された。

技術 (AWG-LCA) : 技術に関する非公式草案作成グループは午前中と午後に会議を開催した。締約国は、新しい文書に盛り込むべき共通要素について議論した、これには、技術メカニズムかそれともプラットフォームか、センターとネットワーク、各国の主体的手法、適格な活動に対する資金援助が含まれた。水曜日に、改定された簡略なノンペーパーを作成する。

REDD (SBSTA) : REDDに関するコンタクトグループ会合で、締約国は、文書FCCC/SBSTA/2009/3の附属書1、COP決定書案の文章について議論した。インドネシアとEUは、SBSTAとAWG-LCAでのREDDに関する作業分担を明確にするよう求めた。パプアニューギニア、チリ、環境十全性グループの立場でスイス、その他は、比較参照レベルの議論を優先するべきだと述べた。ガイアナとコロンビアは、非森林化率が低い諸国にも参加の機会を作る必要があると強調した。ブラジルとEUは、国内森林モニタリングシステムを提案した。ブラジルは、第三者によるレビューという表現に懸念を表明した。ニュージーランド、米国、インド、環境十全性グループ、ペルー、その他は、第三者によるレビューという表現は必要だと述べ、中国は、AWG-LCAの下でレビューの議論を行うことを提案した。パラグアイ、コロンビア、その他は、先住民の約束に関する文章を支持した。

水曜日に非公式協議を始める。

廊下にて

火曜日午後や夕方、廊下では、英国のガーディアン紙がスクープした、政治的な「UNFCCCコペンハーゲン合意」のデンマーク案の話で持ちきりだった。多くの締約国やオブザーバーは最初、「秘密の」デンマーク文書

があるとの噂がようやく確認されたことに興奮していた。このため多数のものがさっそく文書をダウンロードしたり、プリントしたりし、これを研究していた。一部の途上国代表は、この文書を「秘密主義」で「不透明」なイニシアティブとして怒っていたようである。ある途上国の参加者は、「ハイレベルセグメントをハイジャックして、我々がこの一年何もしなかったような印象を指導者に与えてしまう」と主張した。

しかしこのプロセスと密接にかかわってきたベテランの交渉担当者やオブザーバーは、文書の「どのバージョン」がリークしたのか、11月にすでにみた文書と同じかどうかに関心を寄せていた。途上国のベテラン交渉担当者は、リークされた「新しい」バージョンを見せられて、「少しは変わっているが、それほど重大なものではない」とコメントした。

リークの影響や中身に関する反応はさまざまであった。「これで微妙な問題が全て表に出たわけだ、だれもが文書を早く知ったことで、プラスの影響が出てくるだろう」というコメントが一部の参加者の見方を代表している。しかし、中身や法的形式が弱いとみた他の参加者は「憤慨」していた。あるオブザーバーは「中身のない政治的な合意だ、たとえば世界の長期目標に関する文章には、先進国の排出削減範囲が書いていない、十分強力な合意ではない」とコメントした。

いくつかの交渉グループやアドホックな同盟グループがそれぞれの文書草案を作成しているとの噂が流れ、この会議中にいくつかの文書が出てくるか、思いめぐらすものもいた。あるインサイダーは「4つの異なるイニシアティブがあるのを知っている」と告白し、「競合した文書同士でのビューティーコンテストなどごめんだ」と述べた。ある参加者は、「どこかの時点で、COP議長が文書を提出して「受け取るか受け取らないかどちらでもご自由に」という羽目になるのではないか」と言った。

他方、一部の参加者は、温室効果ガスは健康を脅かすものとの考えから、米国の環境保護庁が大気汚染防止法に則り温室効果ガスを規制できることになったとのニュースについて議論していた。一部のものは、これが米国の野心レベルに影響を与えるかどうかを考えていた。ある市民社会からの参加者は、「少なくともこれで必要なモーメンタムが得られ、米国の交渉上の立場に柔軟性が出てくるかもしれない」との意見を述べた。しかし、米国議会が具体的な行動をとらない限り、野心レベルが引き上げられる可能性は低いというものもいた。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Tomiola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Anna Schulz, Matthew Sommerville, Chris Spence, and Yulia Yamineva. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2009 is provided by the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, and the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French at this meeting has been provided by the International Organization of the Francophonie (IOF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish at this meeting has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at UNFCCC COP 15 and COP/MOP 5 can be contacted by e-mail at <kati@iisd.org>.